

## 随意契約結果書

|  |   |
|--|---|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 小坂樋管外 9 件操作管理委託   |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 熊本河川国道事務所長<br>三保木 悅幸<br>熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号 |
| 契約締結日                                    | 令和 5年 4月 3日   |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 御船町長<br>熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1                                      |
| 契約金額<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥1,076,831-   |
| 予定価格<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥-  |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり  |
| 備 考                                      |   |

## 隨 意 契 約 理 由 書

1. 契約団体名：御船町
2. 業務の名称：小坂樋管外9件操作管理委託
3. 契約理由

本件は、上益城郡御船町小坂等において、洪水時の支川への逆流防止及びそれに伴う内水排除を行う排水樋管10施設の操作点検業務を委託するものである。

本件の業務内容は、公共的・地域防災的なものであり、出水時においては、緊急時に迅速且つ的確な行動力・判断力を有している必要がある。

上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減等に努める地域防災を責務としている地元自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。

本業務は、河川法第99条の規定に基づき御船町に委託するものであり、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ない。

よって、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

令和5年4月3日

熊本河川国道事務所 河川管理課長